小早川氏庭園	長崎県島原市城内二丁目	一〇一三番、一〇一三番一	
		長崎県島原市城内二丁目一〇一三番に北接する水路敷、同一〇一三番に北接する水路敷と同一〇一三番一に挟まれる道路敷を含む。	

○文部科学省告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観として選定したので、同条第二項において読み替えて準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	区域	面積
長良川中流域における岐阜の文化的景観	岐阜県岐阜市	岐阜県岐阜市間之町、伊奈波通一丁目、伊奈波通二丁目、伊奈波通三丁目、稲荷山、今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、今町四丁目、魚屋町、鞘屋町、栄扇町、大宮町、大宮町二丁目、大宮町一丁目、大久和町、上竹屋町、上新町、上茶屋町、木造町、啓運町、小椎谷、木挽町、米屋町、甚目寺町、下大桑町、下新町、下茶屋町、白木町、千畳敷、千畳敷下、衛町、千畳敷町、新桜町、末広町、大工町、大仏町、玉井町、中大桑町、中新町、中竹屋町、西材木町、布屋町、蜂屋町、東本町三丁目、久屋町、本町一丁目、本町二丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、益屋町、松ヶ枝町、松下町、松屋町、松山町、丸山、万力町、元浜町、矢島町一丁目、矢島町二丁目、山口町、大和町、夕陽丘の全域	三三一・九ヘクタール
東草野の山村景観	滋賀県米原市	同、赤ヶ洞、槻谷、堤外、長良、長良大前町二丁目、御手洗、湊町、一級河川長良川の各一部	二三六五・五ヘクタール
宮津天橋立の文化的景観	京都府宮津市	金華山国有林三一八〇林班、同三一八一林班、同三一八二林班、同三一八三林班、同三一八四林班、同三一八五林班、同三一八六林班、同三一八七林班の全域	一一〇五・九ヘクタール

備考　地域に関する実測図を岐阜県教育委員会及び岐阜市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

滋賀県米原市甲津原、曲谷、甲賀、吉槻の各一部

備考　地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び米原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

京都府宮津市字小松、溝尻、国分の全域同、字江尻、難波野、大垣、中野、成相寺、文珠の各一部

備考　地域に関する実測図を京都府教育委員会及び宮津市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

生野鉱山及び鉱山町の文化的景観	兵庫県朝来市	兵庫県朝来市生野町新町、生野町奥銀谷、生野町小野の全域同、生野町口銀谷、生野町真弓、生野町円山、生野町猪野々、生野町竹原野、生野町白口の各一部 備考　地域に関する実測図を兵庫県教育委員会及び朝来市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	九六三・四ヘクタール
奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観	島根県仁多郡奥出雲町	島根県仁多郡奥出雲町上阿井、竹崎、大呂、中村、大谷、大馬木の各一部 備考　地域に関する実測図を島根県教育委員会及び奥出雲町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一五六三・三ヘクタール

○厚生労働省告示第七十九号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表の4中「120単位」を「123単位」に改める。

○厚生労働省告示第八十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表を次のように改める。

別表

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表

1　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

イ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ)（1月につき）

(1)　訪問看護サービスを行わない場合

(一)　要介護1　6,707単位
(二)　要介護2　11,182単位
(三)　要介護3　17,900単位
(四)　要介護4　22,375単位
(五)　要介護5　26,850単位

(2)　訪問看護サービスを行う場合

(一)　要介護1　9,323単位
(二)　要介護2　13,999単位
(三)　要介護3　20,838単位
(四)　要介護4　25,454単位
(五)　要介護5　30,623単位

ロ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)（1月につき）

(1)　要介護1　6,707単位
(2)　要介護2　11,182単位